

北村山公立病院入院患者面会実施要領

1. 目的

本要領は、入院中の患者に対する家族等の面会について、療養環境の確保、感染対策及び安全管理の観点から、職員の管理のもとで適切に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本指針

(1) 患者の療養環境の確保

- ① 面会は、患者の治療、安静の妨げにならない範囲で実施する。

(2) 感染対策の徹底

- ① 面会者は、マスクの着用及び手指衛生の実施など基本的感染対策を徹底する。
- ② 発熱や咳、下痢などの症状がある者の面会は禁止する。
- ③ 未就学児の面会は禁止する。
- ④ 面会時の飲食は禁止する。

(3) 安全管理の確保

- ① 面会者は、受付で面会申込書を記入し、面会許可証の交付を受ける。面会時は面会許可証を常時着用するものとする。
- ② 面会時間外の出入りは原則として禁止する。ただし、必要時は職員の管理のもとで行うものとする。
- ③ 患者の療養や診療、看護の妨げとなる行為、その他迷惑行為は禁止する。

3. 面会時間・人数等

- (1) 面会受付時間は14時30分から17時45分までとする。
- (2) 面会時間は14時30分から18時までとする。
- (3) 面会は1回3名までとし、時間は30分以内とする。

4. その他

- (1) 前各項にかかわらず、主治医等が必要と認める場合は、個別に対応することができる。
- (2) 感染症発生時その他必要がある場合は、面会を制限又は禁止する。
- (3) 本要領の概要は、院内掲示及びホームページ等により、患者及び家族に周知するものとする。
- (4) 本要領は、感染症の流行状況その他必要に応じて定期的に見直しを行うものとする。

5. 附則

この要領は、令和8年6月1日から施行する。

附則 (一部改正)

この要領は、令和8年10月13日から施行する。